

公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団

平成29年6月27日現在

【理事・評議員】

理事・評議員名(敬称略・五十音順)

理事長	太田 栄子		
副理事長	水元 正		
常務理事	飯田 眞理		

監事	大西 均	村田善清	
----	------	------	--

理事	乙部 公裕	谷川 憲三	中野 和代
	中村忠明	前田 光久	向井 正治

評議員	垣本 長生	梶 美保	鷺見 裕子
	菌部 功	高畑 明弘	館 啓司
	田部 眞樹子	田畑 慎一郎	槌谷 英史
	西田 尚史	服部 美穂	東 城
	福井 夏美	南出 正博	吉田 房子

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第34条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事には、年俸としての報酬及び賞与、手当を支給するものとする。

- 2 監事には、職務執行の対価として報酬を支給することができるものとする。
- 3 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事以外の理事並びに評議員には、報酬等は支給しないものとする。
- 4 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事並びに監事が離職した場合は、その日までの報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事並びに監事の報酬等の額は、評議員会の承認を得て、この規程に定める範囲内で支給するものとする。

(報酬等の種類)

第5条 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事の報酬等の種類は次のとおりとする。

- (1) 報酬
- (2) 賞与（期末手当）
- (3) 通勤手当

(報酬の支給)

第6条 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事並びに、職務執行した監事の基本報酬は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事 月額50万円を超えない範囲とする。
- (2) 監事 年額10万円を超えない範囲とする。

(賞与)

第7条 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事には期末手当としての賞与を支給し、年間の賞与は次のとおりとする。

- (1) 賞与の額は、110万円を超えない範囲とする。
- (2) 支給する日は、6月30日と12月10日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日の最も近い日とする。

(通勤手当)

第8条 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事の通勤手当は、その通勤の実態に応じて、この法人の通勤手当支給基準に基づいて支給するものとする。

(報酬等の支給日)

第9条 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事の賞与を除く報酬等の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が金融機関の休業日又はみえこどもの城条例第3条の規定する休館日のときは、その前日においてその日に最も近い休業日でない日を支給日とする。ただし、3日以上遡らないものとする。

- 2 前項の規定において、3日以上遡るときとなる場合は、当該月の22日以後とする。
- 3 報酬等の改訂は4月1日をもって行うものとする。但し、年度途中で役職が変更した時は、この限りでない。
- 4 月の途中で常勤の理事に就任したとき、または月の途中で退任したときは、実勤務日数による日割り計算にて算出した金額にて支給する。

(福利厚生)

第10条 常勤の理事の加入する社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、介護保険法等の定めるところによるものとする。

(費用)

第11条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 旅費については、この法人の旅費支給規程に準じて支払うものとする。
- 3 手数料等の経費については、実費を支払うものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第13条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月26日から施行する。